（削る）

（復興交付金の配分計画の作成）

第四十六条　内閣総理大臣は、特定市町村（法第七十七条第一項に規定する特定市町村をいう。次条及び第四十八条において同じ。）又は特定都道県（同項に規定する特定都道県をいう。次条及び第四十八条において同じ。）から、法第七十八条第一項の規定により復興交付金事業計画の提出を受けた場合は、復興交付金（同条第三項に規定する復興交付金をいう。次条において同じ。）の配分計画を、次条第一項の規定により同項に規定する交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の額を明らかにして作成するものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の配分計画を作成しようとするときは、あらかじめ、次条第一項に規定する交付担当大臣と協議するものとする。

（復興交付金の交付の方法等）

第四十七条　復興交付金の交付の事務は、復興交付金事業等（法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等をいう。）ごとに内閣総理大臣が定める各省各庁の長（次項及び第三項において「交付担当大臣」という。）が行う。

2　特定市町村又は特定都道県は、交付担当大臣に交付の申請書その他の復興交付金の交付に関する書類を提出しようとする場合は、内閣総理大臣を経由してこれを提出することができる。

3　交付担当大臣は、特定市町村又は特定都道県ごとに復興交付金を交付するものとする。

4　前条及び前三項に定めるもののほか、復興交付金の交付の対象となる事業又は事務、復興交付金の交付の手続、復興交付金の経理その他の必要な事項については、内閣総理大臣の定めるところによる。

（削る）

（復興交付金事業計画の実績に関する評価）

第四十八条　特定市町村又は特定都道県は、復興交付金事業計画の実績に関する評価を当該計画の終了する日の属する年度の翌年度の十二月末日までに内閣総理大臣の定めるところにより行うものとする。

2　特定市町村又は特定都道県は、前項の評価を行ったときは、その内容を遅滞なくインターネットの利用その他の適切な方法により、公表するものとする。

別記様式第二の一の∞中「第10条の２第１項の表の第１号の第４欄、第17条の２第１項の表の第１号の第４欄及び第25条の２第１項の表の第１号の第４欄」を「第10条第１項、第17条の２第１項及び第25条の２第１項」に、「第10条の２第１項若しくは第３項」を「第10条第１項若しくは第３項」に、「第１号に係る」を「建築物整備事業に係る」に改め、同様式の∞の⑵中「第10条の２第１項若しくは第３項」を「第10条第１項若しくは第３項」に改め、同様式中「（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。」を「注　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に起因して令和３年３月31日までに取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供することができなかった設備がある場合は、その設備名、設置予定地、取得予定価額、用途及び事業内容を６．⑵に記載すること。」に改める。

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。」を「注　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に起因して令和３年３月31日までに取得又は製作若しくは建設をして事業の用に供することができなかった設備がある場合は、その設備名、設置予定地、取得予定価額、用途及び事業内容を６．⑵に記載すること。」に改める。

別記様式第四の一中「（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。」を「注　新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に起因して令和３年３月31日までに取得又は製作若しくは建設をして事業に関連する研究開発の用に供することができなかった設備がある場合は、その設備名、設置予定地、取得予定価額、用途及び事業内容を６．⑵に記載すること。」に改める。

別記様式第五の六の⑹、⑺及び注１中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同様式の注２中「第42条の４第２項」を「第42条の４第８項第７号」に、「農業協同組合等（注２において「農業協同組合等又は同法第68条の９第２項」を「同項第９号に規定する農業協同組合等（注２において「農業協同組合等又は同法第68条の９第８項第６号」に改め、同様式の注３の㈢中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改める。

別記様式第六の一から別記様式第七の十四まで　削除